

神 総 総 第 2 号  
令和 5 年 4 月 21 日

関係団体 各位

神戸運輸監理部総務企画部長  
(公印省略)

第 73 回 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える  
地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、法務省より別添のとおり協力依頼がございましたので、皆様に  
おかげましても、格別のご協力を賜りますよう、傘下各会員の皆様や事業所内各  
所へ広くお知らせ下さいますようお願ひいたします。

国官総第4号  
令和5年4月14日

本省局長等  
地方局長等 あて

國土交通省大臣官房長  
( 公印省略 )

第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の  
チカラ～に対する協力について

標記について、別添のとおり法務大臣より協力依頼がありましたので、関係機関・団体等に対し周知願います。

法務省秘庁第33号

令和5年3月14日

第73回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員殿

第73回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員長

法務大臣 齋藤 健

(公印省略)

第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える  
地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和26年に始まりましたこの運動は、回を重ねるごとに地域に根ざし、全国的な運動として発展してまいりました。第73回となる本年も、本運動に対する国民の皆様の御理解と御協力を求める内閣総理大臣からのメッセージが別添のとおり発せられ、政府全体の取組として、別添実施要綱等に基づき、より一層強力に本運動を推進することとしております。

つきましては、貴庁所管又は貴団体傘下の地方関係機関・団体等に対し、内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき、強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央又は地方推進委員会事務局から別途依頼をさせていただく諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第73回“社会を明るくする運動”  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

これまでたくさんの方々の御尽力を賜り、ありがとうございます。おかげさまで今年で73年目を迎えました。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。その“生きづらさ”に寄り添い、人と人との互いに支え合うコミュニティを築くことこそが、安全で安心な明るい社会の実現につながっていきます。

本運動を通じて、保護司をはじめとする民間協力者、そして、地域の多くの方々に御理解と御協力をいただきながら、“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる、包摂的な社会の実現を目指し、犯罪や非行の防止と立ち直り支援に取り組んでまいります。

本年、第二次再犯防止推進計画が策定されました。新たな計画に基づき、国や地方公共団体が一体となって、再犯防止に向けた取組をより一層力強く推進していくことが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄

# 第73回“社会を明るくする運動”

## ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

### 実施要綱

中央推進委員会

#### 1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

#### 2 この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

#### 3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことについて力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

#### 4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

##### (1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、次のような活動を行う。

- ① この運動の基本的な方針を定めること
- ② 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ペン

ギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を全国に周知すること

③ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること

④ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと

② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

## 5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。